

# 諸徳寺村永命寺末寺引直し一件

朴澤直秀

The Change in the Status of Eimei-ji Temple in Shotokujji Village

はじめに

- ① 一件の前段階
  - ② 引直し願いの不調
  - ③ 永命寺の無住化と荒廃
  - ④ 引直しの成就
- おわりに

## 【論文要旨】

本稿では、大原幽学により先祖株組合が組織された下総国香取郡諸徳寺村の天台宗永命寺の、門徒（寺格の低い末寺）から末寺への昇格をめぐる、諸徳寺村と、永命寺の本寺である溝原村東栄寺との間に起きた争論をとりあげた。この争論は宝永四年から正徳三年まで続き、本山寛永寺への訴訟を経て内済に至った。従来諸徳寺村の百姓は、永命寺の宗判檀家であって、葬儀の引導は東栄寺から受ける「両菩提寺」という状況であった。だが内済の結果、諸徳寺村の百姓の大部分が、東栄寺と永命寺との双方を檀那寺とする男女別寺檀制の寺檀関係を結ぶこととなった。また、永命寺の昇格も認められた。周辺地域では男女別墓制・男女別寺檀制の存在が知られ、また、性学と、墓制の変更との関係も注目されている。勿論、男女別墓制と男女別寺檀制とは直結するわけではない。しかし、本稿を、性学以前における、当該地域の祖先祭祀を巡る習俗、あるいはそこに影響する村と寺との関係を明らかにする基礎作業として

位置付けることができるだろう。

本一件の分析を通じて、当該期における宗判寺檀関係の流動性、「両菩提寺」慣行が存在していたこと、そして、争論の当事者から、天台宗の宗務を統轄する寛永寺の執当に至るまで、男女別寺檀制の寺檀関係に対する違和感を持っていたことが認められないこと、男女別寺檀制の寺檀関係の創出に当たって意図的に本寺を男性の檀那寺、末寺を女性の檀那寺としていたことなどが確認された。

## はじめに

本稿では、下総国香取郡諸徳寺村（現干潟町）の天台宗永命寺の、門徒から末寺への昇格（引直し）をめぐる、諸徳寺村と、永命寺の本寺である溝原村（現干潟町）東栄寺（三途台〈長福寿寺・現長南町〉の末寺）との間に起きた争論をとりあげる。なお、門徒とは、真言宗や天台宗などでみられるもので、広義の末寺であるが、末寺に比べて寺格が低く、行うことが出来る法事などに制限がある。特に葬儀の時に引導法を行うことができない。

この争論は宝永四（一七〇七）年にはじまった。そして正徳三（一七一三）年、永命寺の末寺昇格と、もと永命寺と東栄寺との「両菩提寺」状態（後述）であった諸徳寺村の百姓の大部分が、男方は東栄寺、女方は永命寺の男女別寺檀制をとることとで内済が成立した。諸徳寺村の一部の百姓は完全に永命寺のみの檀家となった。このような諸徳寺村における寺檀関係は、幕末にいたってもそのまま続いた<sup>①</sup>。

この一件に関しては、諸徳寺村の村役人をつとめた菅谷又左衛門（政成）が天保三（一八三二）年に書写した「永命寺引直一代記<sup>②</sup>」という史料が残されている。又左衛門の記すところによれば、この史料は、村役人であった又左衛門の先祖により、一件が済んだ正徳四年五月に書き始められ、翌五年正月に完成した。その後破損したので寛政年中に写しが作成され、さらに又左衛門によって天保三年に書写されたのである。

諸徳寺村は、大原幽学が定住した長部村（現干潟町）の隣村であり、天保九年には先祖株組合が作られた<sup>③</sup>。菅谷又左衛門家は幽学が諸徳寺村に来たときの宿であり、政成の子又左衛門政興、その弟幸左衛門は幽学の高弟であった<sup>④</sup>。

なお、性学と墓制との関係については、本紀要の栗田則久氏・米谷博

氏の論考で詳述されることとなる。ここで簡単に触れておくと、まず、弘化三（一八四六）年、東栄寺住職良範と長部村治兵衛との間で、村方が東栄寺に無断で行った墓地拡張・墓石移動をめぐる争論が起きている。この争論については、万力村（現干潟町）鏑木太右衛門の扱いにより、移動した墓石は引き直し、新たに葬られる者は旧来の墓所の地続きに葬ることで内済が成立している<sup>⑤</sup>。また、嘉永五（一八五二）年の改心楼乱入事件に際して、鏑木村（現干潟町）の豪農平山信一郎（忠兵衛）が関東取締出役より取調べを受けているが、そこで、性学と、先の一件など、墓所を直すこととの関連について、問答が行われている。そして現在、長部地区の永命寺檀家などを含め、男女別墓の性学の墓制が知られている。米谷氏は既に山田町馬場地区にある婦命台・小日向の二ヶ所の性学墓の分析を発表している<sup>⑥</sup>。それによれば、婦命台の墓地は男女別、小日向は男女混合で、性学の墓制が全て男女別になっているわけではない。

勿論、既に前田安芸子氏や吉原陸氏が指摘しているように、男女別寺檀制と男女別墓制とは、必然的に結びつくものではない。それは、墓地が寺に付属しているか否かなどの条件とも相関関係にあるものであろう。ただ、本一件の起きた周辺地域では男女別寺檀制と男女別墓制との双方を確認することができ、その相互関係を考察する必要もでてこよう。ただし、本稿で史料とする「一代記」には、諸徳寺村の墓制に関する記事はみられず、本稿で行う作業は男女別寺檀制の成立をめぐる分析に留まり、本一件と墓制との関係を明らかにする作業は今後の課題となる。

米谷氏は、従来の幽学研究において、性学による、それまでの村内秩序維持にも重要であった伝統習俗の改変、その受け入れないし排除をめぐる視点がみられなかったことを指摘している。そして特に、変革が困難な習俗として墓制に注目している<sup>⑦</sup>。前述の通り男女別寺檀制と男女別墓制とが直接結びつくわけではなく、さらにもう一段階作業が必要となるのだが、性学以前における、当該地域の祖先祭祀を巡る習俗、ある

いはそこに影響する村と寺との関係を明らかにする基礎作業として、本稿を位置づけることは可能であろう。

## ① 一件の前段階

以下の記述は、基本的に「永命寺引直一代記」に拠る。「一代記」は五万字ほどにも及ぶ大部な記録で、また転写を重ねたためか、原記者の筆致によるものか、いささか文意を読みとりにくいところもあるが、末寺・門徒の別といった前提知識に拠る推測を交えつつ、経過を簡潔に読みとっていききたい。

寛文の頃は永命寺は諸徳寺・長部両村の「菩提所」であった。ところがその後、真如房という僧が弱冠十四歳で永命寺に住し、寺役を勤め（られ）なかったため、東栄寺の住職什観に寺役を頼む状態が数年続いた。そしてついに両村の檀家が什観に帰服するようになり、長部村の家は東栄寺の檀家となり、諸徳寺村の多くの家は、葬儀の際、東栄寺の引導を受けるようになった。「永命寺引直一代記」には、「本寺与両菩提寺と相極ル」という表現がみられるが、この「両菩提寺」とは、宗判は永命寺から、引導は東栄寺から受けるという状態を指すものと考えられる。

なお、一件後（永命寺引直し後）の寛政期における水戸彰考館本の寺院本末帳では、東栄寺は末寺二ヶ寺、門徒一六ヶ寺を有している。<sup>12)</sup>

その後真如房が三十三歳で没した。弟子の円教房は幼年だったので、上代右京という者の弟で、正等院住職の正観房を後住に頼んだ。正観房は七、八年住持を勤めたあと、東栄寺住職に転出した。その次は正観房の俗縁の甥で正観院住職の明観房（二十歳過ぎ）を頼み、明観房は一四年間住持を勤めた。その後彼も東栄寺へ転出した。その次に円教房が永命寺十八世の住職となった。

その一方で、寛文期以降、椿海の干拓が行われた。諸徳寺村の村下

（元禄七（一六九四）年、入野村（現于潟町）として村立て）に国々からやってきた出百姓の大勢が、永命寺を菩提寺に頼んだ。ところが元禄十四年頃、新田の割元名主の一人である太田村（現旭市）の喜右衛門が、「永命寺に新町（新田内の新市。現旭市）の檀那が取られた。永命寺は能化寺（末寺と同義か）でないのに宗判を行っている。今後宗盲人別帳の取次は罷りならぬ」と言い出した。永命寺が所在する諸徳寺村の側では、本山東叡山寛永寺に伺ったところ、問題はないとの返答を得た。しかし喜右衛門は納得せず、諸徳寺村にとっては困惑する事態となった。

## ② 引直し願いの不調

宝永四年七月に至り、諸徳寺村の村役人はじめ頭だった者数十人が相談し、末寺引直しを願うこととなった。まず、入野村・新町村の且中が願い出、諸徳寺村の名主ほか取り持ちをする形で、本寺東栄寺に、末寺にしてくれるよう願書を提出した。願書中には、「門徒並みなので帰依も薄い」といったような主張もみられる。しかし本寺東栄寺では、上代村名主年寄、長部村名主年寄、溝原村残らず、ならびに一七ヶ寺（東栄寺の門末か）と相談の上、願意を取り上げなかった。その後交渉はかばかしく進展しなかった。東栄寺の側は、永命寺が末寺になり、檀那の引導をできるようにすれば、ゆくゆくは諸徳寺村の檀那が、永命寺のみの檀那になってしまうと考えたようである。諸徳寺村檀家の「檀方分け」を提案してきた。しかし、諸徳寺村側では、のこらず東栄寺檀那になっ

てしまっは永命寺が相続できないし、檀那を分けるにしても分け方が難しいとして、以前からの「両菩提」の維持を主張している。  
翌宝永五年に至っても事態は進まず、二月に、諸徳寺村の村中が寄り合い、上野東叡山に願い出ることを決めた。当時諸徳寺村は幕領であり、代官清野与右衛門<sup>13)</sup>に、東叡山に出席することについて伺いを立てたとこ

ろ、心次第にするようにとの返答を得た。しかし代官から東叡山への取り次ぎもなく、東栄寺の宿である下谷の伊勢屋松兵衛を頼ることにした。そして東叡山の月番に、山務及び宗務の統轄に当たる執事に宛てた願書を提出した。ところが、本寺の添状がないことを理由に、願書は取り上げられなかった。そこで国元で本寺東栄寺の添状をとるよう運動したが、東栄寺は、本山で永命寺の引き直しを認めていないと主張し、添状を出さなかった。

二月中、願い出のため江戸に出ていた名主治兵衛は、知人の浅草天王町仏師寂賢が東叡山の護法院に出入りしていることを聞きつけ、取り次ぎを頼んだ。護法院の指示で信解院に願い出たが、本寺と不和では駄目だとの返答を得た。

その後三月十九日に至って、諸徳寺村の治兵衛・重右衛門が信解院に出た際には、「本寺と代官とそれぞれの添状がなくては取り上げない」と告げられた。それに対し兩人は、「東栄寺は永命寺を潰す所存なので、添状はなかなか出さない。代官の添状もますます図りがたい。これは願いをやめよとの御意であろう。私たちが、願いが叶わない旨を伝えたならば、入野・新町両村の檀家は、寺替え・宗旨替えもするであろう」などと述べている。その後も諸徳寺村側では添状なしで願いが受理されるよう運動を続けた。三月二十三日から、伊勢屋松兵衛とよしみの者である大阪屋又七(郎)という者に近づき、情報を探った。又七は、東叡山の福寿院に出入りの男で、また山王観理院支配の伝右衛門という者と伯父甥の間柄であった。さらに、山王観理院の所化、円詮房とも近づきになった。

円詮房と相談の上、三月二十三日付けで、重右衛門から執当宛てに、東栄寺が添書を出さないことについて詮議するよう願書を楞伽院(月番か)に提出した。しかし、二十六日楞伽院から取り上げない旨の返答があった。諸徳寺村側は、楞伽院では埒が明けないので、来四月、信解院

が月番の時に再願しようと相談した。

四月十四日、諸徳寺村の名主治兵衛・年寄十(重)右衛門・五右衛門が、あらためて和睦を仰せつけられた旨の願書を信解院に提出した。願書は受理され、二十七日、在所で東栄寺より添簡をもらうよう言い渡された。しかし東栄寺から添簡をもらえる状況ではなく、なお交渉が続けたところ、十八日には東叡山側からの添簡を交付され、帰国して、それを二十日に東栄寺に渡した。

二十四日には、近隣の大久保(現東庄町)・松沢・堀之内・米込(以上現干潟町)の諸村の名主・年寄りが扱いに入り、東栄寺・永命寺で檀家を分けることを提案したが、不調に終わった。二十八日、治兵衛・重右衛門は再度出府し、内済が失敗した旨を伝えたところ、五月十七日、再度執当から添簡が下され、それを東栄寺に渡した。二十八日、諸徳寺村の安右衛門・治兵衛・太右衛門は江戸へ登り、楞伽院に添簡の礼を述べた。東栄寺も江戸に出、下谷の日野屋与兵衛という経師屋に宿をとった。円詮房の扱いで、諸徳寺村の一七軒を永命寺檀那、残りを東栄寺檀那とすることで、六月二日に日野屋与兵衛方で和睦が成った。そして、引直しの願書と、永命寺の寺徳を記した添状とを執当中に提出した。しかし願いは認められなかった。そこで諸徳寺村側は、顕性院の院代の円明房に執当の内意を尋ねたところ、「檀方がたつて願ひ、代官の添状なりとも、添使なりともが出るのならば、寺徳の多寡にかかわらず引直しを認める」という旨の返答であった。そこで諸徳寺村側では代官清野与三右衛門(清野与右衛門の誤写か)に添状を願ったが、代官は「寺社ハ此方ニ可権儀無之」という認識で、代官所役人が「寺社官職之儀者吉田殿へ領主地頭り添状遣申候、是等之類ニ而も御座候哉」と述べたものの、結局添状は得られなかった。しかしその後、十三日に願書・寺督(寺徳)書を調べて提出した。願書提出後、顕性院の側から代官の添簡を願うということであった。

なお、寺督書によれば、永命寺の境内は林とも四〇間四方、竿除けの畑が二反五畝歩ほど、年貢地田畑二一石五斗余（うち四石五斗は、宝永三年に檀方から寄付したものの）、椿新田のうちで檀方が寄進した田地五反歩、山林九ヶ所、祈檀方八〇軒余、菩提檀那九〇軒余（入野・新町・諸徳寺三村）であった。また、支配の三昧所に関する記述が二つ（「三昧所々ヶ所永命寺抱入野・新町二御座候」「三昧所三ヶ所、永命寺抱新町村」）あるが、墓地に関する記載はない。その後の交渉で、諸徳寺村側は、永命寺の寺徳で三、四人暮らせると主張している。その後交渉は続いたが、事態の大きな進展はなかった。

### ③ 永命寺の無住化と荒廢

宝永六年四月に至り、永命寺住職の円教房は、学業を修めるために江戸に出たいと希望した。しかし、留守中の寺役を引き受ける者がなかったため、皆々相談の上、寺上げ（寺揚）とも。本寺等に寺の管理を引き渡すこと）することにした。四月十八日、円教房がその旨を東栄寺に伝えたところ、東栄寺は立腹して寺の受け取りを拒否した。円教房は、寺上げをしたからには最早東栄寺の指図は受けないと言い、江戸に赴いた。この時点で永命寺は諸徳寺村の管理下に置かれ、二十日、諸徳寺村側は東栄寺に寺受け取りに来るように要請した。受け取りに遣わされた使僧が、寺の出入の金銀について尋ねたところ、諸徳寺村側では寺附の借金が二五両ほどある（引直し願いのためにかかった費用）と返答した。すると使僧は、東栄寺に聞き合わせると言って帰った。その後、諸徳寺村側では借金を寺に掛けないなどと伝えたが、東栄寺は、寺受け取りの条件として借金や田畑などの書付の提出を要求した。村側は、「高反別のごとは、他郷へ書付を渡すことはなかなか叶わないことだ」と主張し、拒否した。

五月十二日になると、村側は、永命寺の薬師像・不動像などを片づけ、門を閉ざし、円教房退出以来置いていた番人をやめた。十六日、東栄寺に、諸徳寺村の治兵衛・安右衛門が呼ばれ、永命寺の後住のことにについて相談があった。東栄寺は、差し遣わすべき人物に心当たりがないとして希望を尋ねたが、両人は、こちらとしても心当たりはなく、誰を遣わされても、檀方も異議はないので、早く埒を明けて欲しいと返答した。すると東栄寺は、「もつともではあるが、檀方中からの相談もなければ住持もこない。勿論『其御村之寺』なので、お取り持ちがなければ難儀である」と述べた。それに対し両人は、「寺之儀ハ当寺（＝東栄寺）之御支配、田畑林等之義者我等兩人御預り」と主張している。

そのあと東栄寺からの沙汰はなく、六月中までそのままの状態が続いた。入野・新町両村の檀家が、諸徳寺村側に対応を相談してきたが、諸徳寺村側では、とりあえず近辺の寺を頼んで様子を見るように伝えた。それで、入野村は松沢村宝蔵寺の檀那、新町村は太田村海宝寺（元禄四年に江ヶ崎村下（琴田村。現旭市）に移転している<sup>16</sup>）の檀家となり、その他思い思いに宗旨替え・寺替えした。「二代記」の記者は、「離檀というよりは『捨檀那』というべき状態だ」と記している。

諸徳寺村の名主らも寄り合いを持ち、一二人（家）の者が東栄寺に離檀を申し入れた（「両菩提」ながら実質的に東栄寺の檀家となっていた状態から離脱するということを申し入れたのか）。そして、府馬村（現山田町）の天台宗修徳院（常陸国行方西蓮寺末、朱印高一〇石<sup>17</sup>）に、自分の間、檀那として預かってもらうことを申し入れた。その後東栄寺と引直しをめぐる交渉を持ったが決裂し、結局村中で修徳院を菩提寺に頼むことになった。七月に至り東栄寺は訴訟を企図し、八月付けで、檀中の者たちを罰し、永命寺が相続できるようにして欲しいとの訴状を提出した。一方諸徳寺村側も返答書を提出したが、九月に至り、府馬村の修徳院・門徒中・名主中・年寄中の扱いにより内済が成立した。扱いの

内容は、○永命寺付けの借金二五両は本寺が引き受け、質物として永命寺の田地四ヶ所を「此方」（諸徳寺村側）へ渡す。○残地は東栄寺支配とする。○什物は円教房の書付の通り渡す。○後住は東栄寺より積もり次第差し置く、などといったものであった。永命寺の自分の留守居として、「ふちやく」という道心が遣わされた。

その後、無住状態の解消や引き直しをめぐって、また府馬村から扱いの動きがあったが、諸徳寺村側では受け入れなかった。宝永八（正徳元）年六月には、永命寺に昼夜多数の人が出入りしている旨を、諸徳寺村側から東栄寺に申し入れたところ、東栄寺は驚いてふちやくを追い出した。その後も、東栄寺が留守居に食物を与えないなどのため、留守居の道心者は定着しなかった。また、東栄寺と諸徳寺村との不和が原因となり、永命寺田畑の小作人も立ち退いてしまった。その一方で、「一代記」の記者が不都合な存在と見なしていた楞伽院が死去した。

#### ④ 引直しの成就

正徳三年正月に至り、永命寺引直しの訴願活動が再開された。時の執当は信解院と霊山院であったが、霊山院は、諸徳寺村側に好意的であるとみられた顕性院と仲が良く、一方信解院は病気で、好都合な状況であった。同月付で、諸徳寺村名主・組頭から東叡山役者衆中宛の願書では、永命寺田畑が年貢地で荒らしてはいけないのに、無住のため作人が定められず年貢諸役に差し支えるため、当年の作付から東栄寺が支配するようにすることと永命寺の空寺状態の解消とを命ずるように願っている。この願書中の記載によれば、諸徳寺村は今もって修徳院の檀家であり、永命寺の菩提旦那は松沢宝蔵寺に寺替えし、なかには宗替えした者もいる。また永命寺の息災檀家（祈禱檀家）も、方々で寺を頼み、散り散りになったという。

執当が訴状を受け取った後、大慈院（もと福寿院）に逢い、「東栄寺に逢ったか」と尋ねたところ、大慈院は、東栄寺が来たので、自分が扱うと告げた旨答えた。そこで大慈院が扱うことになった。大慈院の弟子知善房は東栄寺と懇ろであった。一方、霊山院の院代安心房は諸徳寺村側に好意的で、「二代記」の記者は「守護神」とまで記している。

三月上旬に信解院は死去し、顕性院が執当真覚院となった。扱いの過程で、諸徳寺村から江戸に出ていた安右衛門・重右衛門は、家一軒につき一人ずつ東栄寺檀那とし、東栄寺から修理金六〇両、竹木代五〇両を出して和談することを提案した。それに対して知善房は、一家の半分が東栄寺になるように、と提案した。両人が、それならば女を東栄寺の檀那としたいというと、知善房は、本寺なので男は東栄寺檀那としたい、と詫び、そのように決まった。修理金も結局一〇両となった。五月二十三日大慈院で治兵衛・重右衛門が破損金を受け取り、手形を取り交わした。諸徳寺村のうち、六一軒が男のみ東栄寺檀那、八右衛門など一五軒が永命寺一菩提となった。

また執当霊山院（霊鷲山院）・真覚院（大真覚院）宛に、末寺引直しの願書が提出された。添えられた永命寺の明細書によれば、境内四〇間四方が除地、年貢地田畑が一六石二斗二升三合、畑二反歩竿除きであった。また檀家（丸檀家）一七〇軒で、うち八〇軒が祈方、八二軒が楽方（菩提檀家の意か）、他に六一軒が女ばかり菩提であった。また、先に引直し願いに際して惣檀中から寄付するとしていた田畑七石二斗の寄付証文も提出された。この証文では、治兵衛が檀方惣代を名乗っている。

執当から、珍栄（円教房）に永命寺住職が命ぜられた。珍栄は時に三十五歳、東栄寺は四十歳であった。諸徳寺村から修徳院に対する婦参願、入野・新町両村から松沢宝蔵寺に対する婦参願も無事に済んだ。太田村海宝寺からの新町檀方の婦参はやや延引した。

## おわりに

以上、「一代記」の記載内容を掻い摘んで読みとってきた。最後に、幾つかの論点を整理して稿を閉じたい。

### ①寺院管理と村

係争中であることを斟酌する必要があるが、永命寺が無住になったとき、最初は、諸徳寺村は永命寺を管理下に置いた。しかしその後、東栄寺住職が、永命寺は諸徳寺村の寺であるという認識を示したのに対し、諸徳寺村の側では、永命寺の支配権などを主張することはなく、当面永命寺の所持田畑・山林のみを自らの支配であるとし、寺そのものは東栄寺の支配と捉えている。

### ②寺檀関係の流動性

幕府により、宗門改帳の全国的な制度化が図られたのは寛文五（一六六五）年である。勿論それには先行して中世末以来の葬祭寺檀関係の展開があり、また漸進的な寺請制度の施行があった。本一件の前段階における、長部村檀家の永命寺から東栄寺への移動（「一代記」の記述が正確であれば、ということだが）などは、当該期、当該地域において未だ宗判寺檀関係・葬祭寺檀関係の流動性が強かったことを示す事例として位置付けることが可能であろう。なお、幕府の政策としては、寺檀関係の変更は寺檀間の相対次第とされていた<sup>(18)</sup>。

### ③「両菩提寺」

一件の前は、諸徳寺村の永命寺檀家は、永命寺の宗判檀家でありながら葬儀の際の引導を東栄寺に頼む「両菩提寺」状態であった。これまで、真宗における、檀家の仏事への上寺・下寺の双方の関与や、死導と宗判との分離などの「重層的寺檀関係」の指摘が早くからある<sup>(19)</sup>。真宗の場合には地理的要因（宗判檀那寺と檀家との距離が遠い）による場合が多いと

思われる。また、千葉県下の日蓮宗寺院の場合（旧長生郡一松村・現長生村）でも、葬儀の際に、本寺が引導を渡し、末寺がそれ以外の一切を行うという事例が報告されている（なおこの場合、男性が本寺の檀那、女性が末寺の檀那となるという男女別寺檀制である<sup>(20)</sup>）。天台宗でも同様のことがあったということである。なお、関東の、天台宗・古義真言宗・新義真言宗では、門徒寺院の比率が非常に多く、「両菩提寺」状態も広範にみられたのではないかと思われる。因みに、「一代記」には、一件以前、入野村・新町村の永命寺檀家などは葬儀の際に引導を受けていなかったことを示唆する記載もある<sup>(21)</sup>。本稿でみた引直し運動においては、「末寺になれば繁盛する」という主張がなされているが、こういったことが関係している可能性がある。葬儀の具体的なありかたとその変容をも含め、さらに検討の必要がある。新義真言宗の場合、国によって多寡が激しいが、武蔵国などでは元禄以降相当数の門徒寺院が末寺に昇格している<sup>(22)</sup>。一方安房国では末寺に昇格した寺院が極端に少ないが、これは国内に末寺が少ないため、門徒の僧侶にも伝法灌頂の際に引導法を伝授するという安房特有の慣行によるものと考えられる<sup>(23)</sup>。

### ④半檀家（複檀家）の当然視

本一件は、永命寺の引き直しと同時に、「両菩提寺」状態も含めて、従来一家が全て同一寺院の檀那だったものを、男女別寺檀制の半檀家（複檀家）とすることで決着をみている。この過程で、諸徳寺村から東叡山執当に至るまで、そのことに対する違和感は、「一代記」に記載されている限りでは全く表明されていない。なお、幕府寺社奉行所も、寛延二（一七四九）年の段階では未だ一家一寺制を規範とする観念を持っていなかった<sup>(24)</sup>。その一方で、諸徳寺村中で修徳院を菩提寺に頼む段階では、一村が一つの寺檀関係であるべきだという観念も垣間見られる。

なお、最上孝敬氏以来、男女別寺檀制に、本寺が男寺、末寺が女寺となる場合があり、家内において男子を女子より重んじていたことがそう

いった風習を導いたのではないかという指摘がしばしばなされている。<sup>(26)</sup>男女別寺檀制は、村落寺院の維持のためや、夫婦双方の家の継承のために創始される場合など、その成因は多様であるが、本稿でみた事例は、最上氏が指摘したような成因（ただし、それを主張したのは寛永寺山内の僧侶）を具体的に示すものであるといえよう。

付記

本稿の作成に当たっては、史料の利用等に際して、大原幽学記念館、千葉県安房郡三芳村真言宗智山派宝珠院、千葉県史料研究財団、米谷博氏、鈴木映里子氏のご協力やご教示を得た。記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 千潟町大原幽学記念館所蔵菅谷順司家資料（以下「菅谷順司家」D―）「子之宗門人別御改帳」（文化十三年、D―三「辰之宗門人別御改帳」（安政三年）。
- (2) 菅谷順司家N―一五。
- (3) 中井信彦「大原幽学」（吉川弘文館、一九六三年）など。
- (4) 木村礎・松沢和彦「門人群像」（木村礎編「大原幽学とその周辺」（八木書店、一九八一年）第一編七）。
- (5) 菅谷順司家三―三三二・三三三、千潟町所蔵八石性理学会旧蔵資料Ⅷ―B―八。
- (6) 高橋敏「大原幽学と改心楼乱入事件―『半渡村一件』の真相」（田中彰編「幕末維新の社会と思想」吉川弘文館、一九九九年）。
- (7) 「古城村誌」前編三六七―三七四頁、木村礎「性学の仕法」（『大原幽学とその周辺』第一編五）、高橋敏前掲論文。
- (8) 米谷博「性学墓について―千葉県香取郡山田町の事例から―」（一）（二）（『民具マンスリー』第三〇巻一・一二号、一九九八年二月・三月）。
- (9) 前田安芸子「半檀家・位牌祭祀と社会構造―研究会の活動を通して―」（『社会伝承研究』五祖先祭祀の展開と社会構造、一九七六年三月）。
- (10) 吉原陸「男女別複檀家制の基礎的研究―柏市周辺地域の事例から―」（『日本民俗学』二〇一、一九九五年二月）。
- (11) 米谷博前掲論文。
- (12) 『江戸幕府寺院本末帳集成』上（寺院本末帳研究会編、雄山閣、第二版一九九

九年）。

- (13) 清野与右衛門貞平。元禄十五（一七〇二）年から正徳三（一七一三）年まで関東代官（西沢淳男「幕領陣屋と代官支配」（岩田書院、一九九八年）付録「幕領代官・陣屋データベース」による）。
- (14) 史料中では全て「寺督」という表記がなされているが、永命寺の寺産ないしは収入見込みのことを指しているのこのように解釈した。なおこの添状は、史料中には明記されていないが、恐らく東栄寺名義のものと考えられる。
- (15) もちろん「寺」は余計であるが、興味深い誤認である。
- (16) 『日本歴史地名大系』二二 千葉県の地名（平凡社、一九九六年）六四一頁。
- (17) 前掲『江戸幕府寺院本末帳集成』上。
- (18) 拙稿「幕藩権力と寺檀関係―一家一寺制をめぐって―」（『史学雑誌』第一〇編第四号、二〇〇一年四月）。
- (19) 森岡清美「重層的寺檀関係―真宗教団について―」（『社会と伝承』二二一、一九五八年）同「真宗教団と「家」制度」（創文社、一九六二年、増補版一九七八年）。
- (20) 橋口侯之助執筆「東上総の半檀家制」（上智大学史学会研究報告二「東上総の社会と文化―千葉県長生郡総合調査―」一九六八年六月、第二部）。
- (21) 東栄寺住職が、入野・新町両村の永命寺檀那に「引導と云ハ大事成、門徒寺ニ而惣而寺位もなく住寺も平僧也、亡者之六道ニ迷も未来とて不浮候」と言ったといひ、「二代記」の記者は、これを永命寺檀那を東栄寺に取るたぐらみの証拠だとしている。
- (22) 榎田良洪「真言密教成立過程の研究」（山喜房仏書林、一九六四年）第三編第四章第一節（三）「寺格の移動」。
- (23) 千葉県安房郡三芳村真言宗智山派宝珠院文書 番号305―検索番号一二六一―1、310―一一五二）。
- (24) 前掲拙稿。
- (25) 最上孝敬「男女別墓制ならびに半檀家のこと―男女墓地和寺院を異にする習俗―」（『日本民俗学』第二号、一九五三年八月）。
- (26) 前掲拙稿。

（東京大学史料編纂所研究機関研究員、  
国立歴史民俗博物館共同研究協力者）  
（二〇〇三年五月二十三日受理、二〇〇三年七月十八日審査終了）



---

## The Change in the Status of Eimei-ji Temple in Shotokuji Village

HOUZAWA Naohide

This paper looks at the dispute that arose in Shotokuji village in Katori-gun, Shimousa Province, the region where the Senzo-kabu Kumiai union of OHARA Yugaku was organized. The dispute arose over the promotion of the village's Eimei-ji temple, a branch-temple of low standing belonging to the Tendai Sect, to a higher ranking branch-temple by parishioners, and involved Shotokuji village and Toei-ji temple in Mizowara village, which is the superior temple to Eimei-ji temple. The dispute continued from 1707 to 1713 and was settled privately after action was brought against Honzan Kanei-ji head temple. The farming families in Shotokuji village had been parishioners of Eimei-ji temple and when funerals took place rites that lead the deceased to Buddhahood were received from Toei-ji temple as well. However, as a result of the private settlement, the majority of the farming families of Shotokuji village formed links with Toei-ji temple and Eimei-ji temple and made both family temples under a system where one was for male parishioners and the other for female parishioners. There was also acknowledgement of the promotion of Eimei-ji temple. A separate system of graves for men and women and a system of separate temples for men and women is known to have existed in surrounding regions. In addition, attention has also been paid to the relationship between Sei-gaku and changes to the grave system. Of course, the two systems of separate graves for men and women and separate temples for men and women are not directly linked. Nonetheless, this paper is a preliminary work that attempts to reveal customs related to ancestor worship in this region and the effect that the relationship between the villages and temples had on this at a time prior to the emergence of Sei-gaku.

The following findings have come to light in the course of analyzing this dispute: the existence of the custom of dual family temples and the fluidity of the relationships between temples and parishioners during this period, the absence of recognition among those involved in the dispute, including the person responsible for handling the affairs of Kanei-ji temple which controls the affairs of the Tendai sect, of any incongruity surrounding the system of separate temples for male and female parishioners, and the deliberate action taken to designate the superior temple the temple for male parishioners and the branch-temple the temple for female parishioners in the course of the creation of a relationship between temples where there is a system of separate temples for men and women.